

利用者負担額の償還についてのご案内

～障害福祉サービス等の利用者負担額がある方へ～

1. 高額障害福祉サービス等給付費等

同じ世帯で複数の方が、障害福祉サービス等を利用したり、1人の方が複数のサービスを併用したため、世帯における利用者負担額の合計が制度の定める基準額を超えた場合に、申請することによって高額障害福祉サービス等給付費又は高額障害児（通所・入所）給付費として支給される制度です。

（1）合算の対象となるサービス

1. 【障害福祉サービス】

障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等）

2. 【障害児（通所・入所）支援】

児童福祉法に基づく障がい児（通所・入所）支援サービスの利用者負担額

（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援等）

3. 【補装具】

補装具費の利用者負担額

※同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。

4. 【介護保険サービス】

介護保険法に基づくサービスの利用者負担額

※介護保険法における高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護サービス費（以下「高額介護サービス費等」と呼びます。）により償還された費用を除く。

※同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る。

（2）世帯の範囲

サービス等の利用者	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （施設に入所する18歳、19歳を除く）	障がいのある方（本人）とその配偶者
18歳未満の障がい児 （施設に入所する18歳、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳上の世帯

(3) 基準額

世帯におけるひと月の利用者負担額の合計が、以下の世帯の基準額を超えた場合、超過した金額を支給します。

利用のパターン	世帯の基準額
同じ世帯に属する方が、 ・障害福祉サービス ・障害児（通所・入所）支援 ・補装具 ・介護保険サービス※1 のいずれか2つ以上を利用。	37,200円 ※2 ※3

- (※1) 介護保険サービス利用者については、同一の方が障害福祉サービスも併用している場合に限り合算対象となります。
- (※2) 高額障害福祉サービス等給付費等の「世帯の基準額」は受給者証の「負担上限月額」と異なる場合があります。
- (※3) 【児童の特例】以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている負担上限月額のうち、高いほうの額が基準額となります。
- ・1人の児童が複数の受給者証（障害福祉サービス受給者証・児童通所受給者証）でサービスを受けている場合
 - ・障がい児の兄弟がそれぞれサービスを利用している場合

支給の事例

例1：世帯内に障害福祉サービスを利用している人が、複数いる場合

(基準額：37,200円)

(夫) 【障害福祉サービス】支払った利用者負担月額：30,000円

(妻) 【障害福祉サービス】支払った利用者負担月額：20,000円

【世帯の利用者負担月額の合計】30,000円+20,000円=50,000円

【支給される金額】50,000円-37,200円=12,800円

(基準額)

例2：一人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している場合

(基準額：37,200円)

【障害福祉サービス】支払った利用者負担月額：30,000円

【介護保険サービス】支払った利用者負担月額：15,000円

【利用者負担月額の合計】30,000円+15,000円=45,000円

【支給される金額】45,000円-37,200円=7,800円

(基準額)

例3：一人の障がい児（所得割28万円未満世帯）で、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合

（基準額：4,600円）

【障害福祉サービス】支払った利用者負担月額：3,000円

【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：4,600円

【利用者負担月額の合計】3,000円+4,600円=7,600円

【支給される金額】7,600円-4,600円=3,000円

（基準額）

例4：障がい児のきょうだい（所得割28万円未満世帯）で、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合（補装具費の支給なし）※児童の特例

（基準額：4,600円）

（姉）①【障害福祉サービス】支払った利用者負担月額：3,000円

②【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：4,600円

（弟）③【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：3,000円

上限管理されていない場合

【世帯の利用者負担月額の合計】3,000円+4,600円+3,000円=10,600円

【支給される金額】10,600円-4,600円=6,000円

（基準額）

※上限管理されている場合は、利用者負担月額（②+③）が基準額4,600円となります。

例5：障がい児のきょうだい（所得割28万円未満世帯）で、障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合（補装具費の支給あり⇒基準額：37,200円）

（姉）①【障害福祉サービス】支払った利用者負担月額：3,000円

②【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：4,600円

（弟）③【児童福祉法のサービス】支払った利用者負担月額：3,000円

上限管理されていない場合

④【補装具費の支給】支払った利用者負担月額：35,000円

【世帯の利用者負担月額の合計】3,000円+4,600円+3,000円+35,000円=45,600円

【支給される金額】45,600円-37,200円=8,400円

（基準額）

※上限管理されている場合は、利用者負担月額（②+③）が基準額4,600円となります。

（4）申請に必要なもの

- ・高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（その1）
- ・当該申請期間における利用者負担額を証する領収書
- ・振込先のわかるもの
- ・介護保険の被保険者証の写し ※必要な方のみ
- ・高額介護サービス費等の支給額が分かるもの ※必要な方のみ

2. 新高額障害福祉サービス等給付費

65歳になるまでに特定の障害福祉サービスの支給決定を受け、下記の要件を満たした方について、介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスの、平成30年4月1日以降の利用者負担額が支給される制度です。

(1) 対象者の要件

支給対象になるには、以下のような要件を全て満たす必要があります。

1	65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていたこと。
2	65歳に達し、介護保険に移行した後、障害福祉相当介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の支給決定を受けていたこと。 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません。
3	障害者及び配偶者が、当該障害者が65歳に達する日の前日の属する年度（当該障害者が65歳に達する日の前日の属する月が4月から6月までの場合にあっては前年度）、市民税非課税又は生活保護世帯に該当し、かつ償還の申請をする際にも市民税非課税又は生活保護世帯に該当すること。
4	65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であったこと。
5	40歳から65歳になるまでの間に特定疾病による介護保険サービスの利用がなかったこと。

(2) 支給の対象金額

平成30年4月以降に提供された障害福祉相当介護保険サービスに係る利用者負担額が支給対象です。（※高額介護サービス費等により償還されたのち、尚残る利用者負担額）

(3) 申請に必要なもの

- ・高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（その2）
- ・当該申請期間における利用者負担額を証する領収書
- ・振込先のわかるもの
- ・介護保険の被保険者証の写し
- ・高額介護サービス費等の支給額が分かるもの ※必要な方のみ

3. ご注意いただきたい点（介護保険サービス利用者のみ）

1及び2の給付費は、介護保険法における高額介護サービス費等により利用者負担額が償還された後に、尚残る利用者負担額が支給対象となります。そのため、対象者は、1及び2の給付費を申請する際に、あらかじめ高額介護サービス費等の支給を受ける必要があります。高額介護サービス費等との重複支給が判明した場合には、重複分について市に返還していただきます。

※委任状により、市が支給額について調整することもできます。